

令和8年度 輪之内町一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項及び輪之内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年輪之内町条例第15号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、輪之内町内における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和8年9月1日

輪之内町長 朝 倉 和 仁

1 処理の基本方針

- （1）ごみを出す人は、廃棄物のうち再利用が可能なものは有効利用を図り、自己処理が可能なものは自己で処理し、家庭系一般廃棄物の排出にあたっては7分別（もえるごみ、もえないごみ、粗大ごみ、資源ごみ、有害ごみ、瓦れき類、その他のごみ）を行い、指定された集積所へ収集日に搬出し、整理するものとする。
- （2）町は、ごみを出す人に対する分別や排出方法について積極的な啓発活動を行い、周知を徹底するものとする。
- （3）事業系一般廃棄物は、事業者が自ら処分することを原則としますが、これによりがたいときは、法及び条例の定めるところにより、処理主体の処理施設を利用して処分することができるものとする。

2 一般廃棄物の排出口及び排出量及び処理量見込み

（1）一般廃棄物の排出口	し尿	360 人／年
	浄化槽汚泥	4,550 人／年
	ごみ	9,305 人／年
（2）一般廃棄物の排出量	し尿	250 kl／年
	浄化槽汚泥	4,100 kl／年
	ごみ	2,382 t／年
（3）各施設における一般廃棄物の処理量	し尿・浄化槽汚泥	4,350 kl／年
	ごみ	2,382 t／年

この計画期間における種類別一般廃棄物の排出・処理量及び処理主体は、3－（1）ーイ、3－（2）ーエ及び別紙1のとおりです。また、廃棄物ごとの運搬量及び事業者名は、別紙2のとおりである。

3 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(1) し尿

ア 収集・運搬

し尿の収集・運搬は、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集・運搬業の許可を受けた業者が、輪之内町全域を原則として毎月1回、次により行う。

地 区	収集の時期	収集・運搬業者
仁 木	別紙3のとおり	大垣市外花6丁目46番地 トバナ産業株式会社
福 束		
大 藪		

イ 処分

し尿の処分は、大垣衛生施設組合の大垣衛生センター（所在地：大垣市荒川町852番地）において行う。

ウ 排出量及び処理量

し尿の排出量及び処理量は、下記表のとおり。

種類	令和6年度		令和7年度	令和8年度		
	基数	排出量 kl／年	排出量 見込み kl／年	基数	排出量 kl／年	要処理量 kl／年
し尿	220	256	248	200	250	250

(2) 浄化槽汚泥

ア 収集・運搬

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の許可による浄化槽清掃業の清掃に伴って生じた汚泥及びスカム等の収集・運搬は、法第7条第1項に基づく一般廃棄物収集・運搬業の許可を受けた業者であるトバナ産業株式会社が、バキューム式汚泥収集運搬車を使い、一連の業務として行う。

イ 処分

浄化槽汚泥の処分は、大垣衛生施設組合の大垣衛生センターにおいて行う。ただし、浄化槽汚泥と区分された沈砂・スクリーンかす等は、原則として当該浄化槽の管理者または浄化槽汚泥の収集・運搬業者が適正に処分するものとする。

し尿処理施設名：大垣衛生センター（大垣衛生施設組合）

所在地：大垣市荒川町852番地

処理方式：高負荷脱窒素処理方式＋高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着）

処理能力：340kl／日

（し尿54kl／日、浄化槽汚泥286kl／日）

ウ 浄化槽汚泥収集・運搬業者の協力義務

浄化槽汚泥の処理場への搬入は、なるべく均等にし、し尿と区別するなど処理場の運転計画に従うこと。

エ 排出量及び処理量

種類		令和 6 年度			令和 7 年度	令和 8 年度		
		基数	排出量 kl／年	清掃率	排出量 見込み kl／年	基数	排出量 kl／年	要処理量 kl／年
浄化槽 汚泥	単独	899	4,137	99.0%	4,050	856	4,100	4,100
	小型合併	567				560		
	大型	13				12		

(3) 家庭系一般廃棄物

① もえるごみ

ア 収集・運搬

収集・運搬は、町の委託業者により、次の方法で行う。なお、町は収集・運搬業務を円滑に行うために排出方法等の指示及び集積所の指定をすることができるものとし、指定の規格によらない袋や指示された排出方法によらないものの収集については、収集できない理由を表示して一時収集を保留し、排出者に注意を促す。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙 4 のとおり	有 (各地区)	ごみ袋 青色透明 (大)650 mm×870 mm (小)500 mm×600 mm	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

イ 処分

処分は、西濃環境整備組合（所在地：揖斐郡大野町下座倉 1 3 7 5 番地の 1）の西濃環境保全センターにおいて行う。

ウ 排出者の協力義務

水切りをよくし爆発物を除き、指定の容器に入れ指定の集積所へ収集日の当日朝 8 時（地区により指定されている場合は、その時間）までに密閉して出し、集積所はごみが飛散ないように整理整頓する。

また、町が実施する生ごみ処理に関する補助金を活用した減量化に取り組み、生ごみの排出の抑制に努める。

② もえないごみ

ア 収集・運搬

収集・運搬は、町の委託業者により、次の方法で行う。なお、町は収集・運搬業務を円滑に行うために排出方法等の指示及び集積所の指定をすることができるものとし、指定の規格によらない袋や指示された排出方法によらないものの収集については、収集できない理由を表示して一時収集を保留し、排出者に注意を促す。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙 4 のとおり	有 (各地区)	ごみ袋 半透明、文字色：黄 (大) 650 mm×870 mm (小) 500 mm×600 mm	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

イ 処分

処分は、西南濃粗大廃棄物処理組合（所在地：養老郡養老町有尾字下池 6 6 3 番地）の西南濃粗大廃棄物処理センターにおいて行う。

ウ 排出者の協力義務

指定の容器に入れ指定の集積所へ収集日の当日朝 8 時（地区により指定されている場合は、その時間）までに密閉して出し、集積所はごみが飛散しないように整理整頓する。

③ 粗大ごみ

ア 収集・運搬

収集・運搬は、町の委託業者により、次の方法で行う。なお、町は収集・運搬業務を円滑に行うために排出方法等の指示及び集積所の指定をすることができるものとし、指示された排出方法によらないものの収集については、収集できない理由を説明し、排出者に注意を促す。

1. 戸別収集

- ・委託により、指定日に個人宅の玄関先等から収集を行う。
- ・事前に決められた期間内に、町住民環境課へ来庁により予約する。
- ・学校区を基本に 3 地区に分割し、収集日を指定する。
- ・高齢者のみ世帯（70 歳以上）及び障がい者のみ世帯を対象に実施する。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙 4 の内 指定日	個人宅	無	シルバー人材センター

2. 拠点収集

住民が直接輪之内町エコドームへ持ち込む収集方法で、指定日に収集を行う。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙 4 のとおり	有 (エコドーム)	無	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

※輪之内町エコドームの所在地：輪之内町中郷新田 1 5 1 6 番地

イ 処分

処分は、西南濃粗大廃棄物処理組合（所在地：養老郡養老町有尾字下池 6 6 3 番地）の西南濃粗大廃棄物処理センターにおいて行う。

ウ 排出者の協力義務

指定の集積所へ指定された期間内にできる限り小さく分解圧縮して出し、集積所はごみが飛散しないように整理整頓する。

④ 資源ごみ

ア 資源ごみの種類

資源ごみの種類は、次の１７種類とし、分別を徹底する。

- １ 紙類（新聞・広告・雑誌・紙パック・段ボール・シュレッダー古紙・その他の紙）
- ２ 布類
- ３ 小物金物類
- ４ 生ごみ
- ５ 空き缶（アルミ・スチール）
- ６ ビン（無色・茶色・その他、酒・ビールのリターナブルビン）
- ７ ペットボトル（無色・有色）
- ８ その他プラスチック製容器包装
- ９ プラスチック使用製品
- １０ 発泡トレイ（無色・有色・発泡スチロール）
- １１ ふとん類
- １２ バッテリー
- １３ 廃食油
- １４ 蛍光灯・電池
- １５ インクカートリッジ
- １６ 小型充電式電池
- １７ 小型家電

イ 収集・運搬

収集・運搬は、町の委託業者又は資源回収業者により、次の方法で行う。なお、町は収集・運搬業務を円滑に行うため排出方法等の指示及び集積所の指定をすることができるものとし、指示された排出方法によらないものの収集については、収集できない理由を表示して一時収集を保留し、排出者に注意を促す。

１ 紙類

紙類は、エコドームによる拠点回収及び各種団体が実施する集団回収によるものとする。

２ 布類

布類は、エコドームによる拠点回収及び各種団体が実施する集団回収によるものとする。

３ 小物金物類

小物金物類は、エコドームによる拠点回収によるものとします。

４ 生ごみ

エコドームによる拠点回収によるものとする。

５ 空き缶

空き缶の収集・運搬は、各地区にある集積所で収集する方法（ステーション方式）、エコドームによる拠点回収、エコドームに設置する飲料容器自動回収機及び各種団体が実施する集団回収によるものとする。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙４	有	プラスチック製カゴ	輪之内町藻池新田

	のとおり	(各地区)		5 1 7 8 番地 山田 嘉則
--	------	-------	--	---------------------

6 ビン

ビンの収集・運搬は、ステーション方式及びエコドームによる拠点回収によるものとする。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙4の とおり	有 (各地区)	プラスチック製カゴ	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

7 ペットボトル

ペットボトルの収集・運搬は、ステーション方式、エコドームによる拠点回収、エコドームに設置する飲料容器自動回収機によるものとする。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙4の とおり	有 (各地区)	回収容器	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

8 その他プラスチック製容器包装

その他プラスチック製容器包装の収集・運搬は、ステーション方式及びエコドームによる拠点回収によるものとする。

地 区	収集日	集積所	容器の指定	収集・運搬者
町全域	別紙4の とおり	有 (各地区)	ごみ袋 半透明、文字色：赤 650 mm×870 mm	輪之内町藻池新田 5 1 7 8 番地 山田 嘉則

9 プラスチック使用製品

プラスチック使用製品は、エコドームによる拠点回収によるものとする。

10 発泡トレイ

発泡トレイは、エコドームによる拠点回収によるものとする。

11 ふとん類

ふとん類は、エコドームによる拠点回収によるものとします。ただし、電気毛布、スプリング入りのマットレスは除くものとする。

12 バッテリー

バッテリーは、エコドームによる拠点回収によるものとする。

13 廃食用油

廃食用油は、エコドームによる拠点回収によるものとする。ただし、鉱物油、中指、ラード(豚脂)、パーム油、やし油などの動物脂、植物油(常温で固化する物)は除く。

14 蛍光灯・電池

蛍光灯・電池は、エコドームによる拠点回収によるものとする。

15 インクカートリッジ

インクカートリッジは、エコドームによる拠点回収によるものとする。

16 小型充電式電池

小型充電式電池は、エコドームによる拠点回収によるものとする。

17 小型家電

小型家電は、エコドームによる拠点回収及び宅配便による回収によるものとする。

ウ 処分

種 類	処分業者又は引取業者	回収方法
1 紙 類	大垣市大井3丁目79番地	・ 集団回収 ・ 拠点回収
2 布 類	株式会社イビ 他	
3 小物金物類 (アルミ) (スチール)	大垣市大井3丁目79番地 株式会社イビ 大垣市大井3丁目79番地 株式会社イビ	
4 生ごみ	安八郡輪之内町四郷211番地の1 特定非営利活動法人ピープルズコミュニティ	・ 拠点回収
5 空き缶	安八郡神戸町加納井之町32番地 今村金属株式会社	・ ステーション回収 ・ 拠点回収
	滋賀県長浜市細江町864-4 ティーエムエルデ株式会社	・ 飲料用容器自動回収機
	大垣市大井3丁目79番地 株式会社イビ 他	・ 集団回収
6 ビン	大垣市荒尾町674番地 丸硝株式会社	・ ステーション回収 ・ 拠点回収
7 ペットボトル	広島県福山市曙町1丁目13番15号 株式会社エフピコ	・ ステーション回収 ・ 拠点回収
	滋賀県長浜市細江町864-4 ティーエムエルデ株式会社	・ 飲料用容器自動回収機
8 その他プラスチック製容器包装	安八郡輪之内町中郷新田1354 株式会社岐阜リサイクルセンター	・ ステーション回収 ・ 拠点回収
9 プラスチック使用製品	安八郡輪之内町中郷新田1354 株式会社岐阜リサイクルセンター	・ 拠点回収
10 発泡トレイ	広島県福山市曙町1丁目13番15号 株式会社エフピコ	・ 拠点回収
11 ふとん類	三重県多気郡明和町大字山大淀3255 河田フェザー株式会社(羽毛製品)	・ 拠点回収
	長野県小諸市大字平原309番地1 イー・ステージ株式会社(その他布団類)	
12 バッテリー	愛知県名古屋市中区昭和町14番地の24 株式会社アビジ	・ 拠点回収
13 廃食油	岐阜県養老郡養老町石畑808番地2 マルイワ産業有限会社	・ 拠点回収
14 蛍光灯・電池	養老郡養老町有尾字下池663番地 西南濃粗大廃棄物処理センター	・ 拠点回収

15	インクカートリッジ	長野県諏訪市湖岸通り一丁目18番12号 エプソンミズベ株式会社	・拠点回収
		山梨県南アルプス市和泉984番地1 ジェット株式会社	
16	小型充電式電池	東京都港区芝公園3-5-8 機会振興会館 一般財団法人JBR C	・拠点回収
17	小型家電	愛知県名古屋市中区昭和町14番地の24 株式会社アビジ	・拠点回収
		愛知県大府市柵山町三丁目33番地 リネットジャパンリサイクル株式会社	・宅配便

エ 排出者の協力義務

・ステーション回収

指定の集積所へ収集日の当日朝8時（地区により指定されている場合は、その時間）までに各集積所に設置されている指定の容器に入れ、集積所はごみが飛散しないように整理整頓する。

・拠点回収

拠点施設（エコドーム）に各自が搬入する際には、付近住民に迷惑がかからないよう注意するとともに、施設の排出基準に従う。

⑤ 瓦れき類

一般家屋の取り壊し等で、住民自らが施工した工事により排出される瓦・レンガ・コンクリート片（こぶし大の大きさまでとする）等について、運搬は排出者自らが行き、処分は町の指定する最終処分場で行う。

⑥ その他のごみ

一般家庭から排出される次の廃棄物で処理が困難なものについては、引き取り業者へ各自が直接持ち込むこととする。オートバイについては、メーカー等が実施するリサイクルによる回収に出すこと。

処理困難物（例示）

タイヤ、消火器、農機具、エンジンオイル、薬品類、プロパンガスボンベ等

（４） 事業系一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く）

事業活動に伴って生じた一般廃棄物は、事業者自らが責任を持って収集・運搬・処分を行うか、法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可業者（別紙5）に委託して処理を行うものとする。

4 一般廃棄物のうち分別収集をすることとした容器包装廃棄物の種類及び排出者が遵守すべき分別の基準

（１） 分別収集することとした容器包装廃棄物の種類及び収集に係る分別の区分

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主として鋼製の容器包装	資源ごみ（スチール缶）
主としてアルミニウム製の容器包装	資源ごみ（アルミ缶）
主としてガラス製の容器	資源ごみ（ビン）

・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器 ・リターナルブルビン	・無色のビン ・茶色のビン ・その他のビン ・酒ビン ・ビールビン
主としてプラスチック製の容器包装であって、飲料、調味料等を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器	資源ごみ（ペットボトル） ・無色のペットボトル ・有色のペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であり、上記に係る容器を除くもの	資源ごみ ・その他のプラスチック製容器包装 ・無色の発泡トレイ ・有色の発泡トレイ ・発泡スチロール
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするための容器であり、原料としてアルミニウムが利用されているものを除いたもの	資源ごみ（紙類） 紙パック等

（２） 排出者が遵守すべき排出の基準

ア 資源ごみ（紙類・布類・小物金物類・生ごみ・空き缶・ビン・ペットボトル・その他プラスチック製容器包装・プラスチック使用製品・発泡トレイ・ふとん類・バッテリー・割り箸・廃食油・蛍光灯・電池・インクカートリッジ・小型充電式電池・小型家電）については、３－（３）－④に定める協力義務を遵守して資源物として取り扱うとともに、異物の除去を行い、町が指定する収集日に排出する。
 なお、空き缶及びペットボトルについては飲料用容自動器回収機の適正な利用も排出の基準に含まれるものとする。

イ 紙パック等については、洗浄・乾燥を行い切り開いた後、エコドームに備えつけた所定の容器に入れるか、スーパー等の店頭回収または各種団体の集団回収を利用する。

５ 特定家庭用機器廃棄物

（１） 特定家庭用機器廃棄物の種類

家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）で定めるテレビ・薄型テレビ・エアコン・冷蔵庫（冷凍庫）・洗濯機・衣類乾燥機

（２） 処理の方法

ア 特定家庭用機器廃棄物は、原則として特定家庭用機器小売販売業者が引き取り、指定引き取り場所で引き渡すものとする。

地 区	収集日	集積所	収集・運搬者	備 考
町全域	随 時	無	特定家庭用機器小売販売業者	・再商品化券が貼付されていること（別途、運搬料金が必要）。 ・特定家庭用機器再商品化法
			大垣市外花６丁目４番地	

			トバナ産業株式会社	に定める指定取引場所で引き渡すこと。
--	--	--	-----------	--------------------

イ 家電リサイクル券を郵便局で購入し、指定引取場所へ直接搬入する。なお、家電リサイクル券を郵便局で購入する際には、製造メーカー名の確認が必要である。

6 一般廃棄物の処理施設

(1) もえるごみ処理施設

施設名 : 西濃環境保全センター（西濃環境整備組合）
所在地 : 揖斐郡大野町下座倉 1 3 7 5 番地 1
処理方式 : 旋回流型流動床焼却炉及びガス化高温溶融炉
公称能力 : 90 t / 日 × 3 炉

(2) もえないごみ・粗大ごみ処理施設

施設名 : 西南濃粗大廃棄物処理センター（西南濃粗大廃棄物処理組合）
所在地 : 養老郡養老町有尾字下池 6 6 3 番地
処理方式 : 二軸剪断式破砕機及び横型回転式破砕機による破砕処理
公称能力 : 70 t / 5 時間

(3) 最終処分場

ア 施設名 : 輪之内町一般廃棄物最終処分場
所在地 : 輪之内町南波字村上地内
埋立対象物 : 瓦、レンガ、壁泥(わらを含まないものに限る)、
コクリート破片(こぶし大の大きさまでとする)
全体面積 : 7, 623 m²
埋立地面積 : 6, 548 m²
埋立容量 : 31, 193 m³

イ 施設名 : 西南濃粗大廃棄物処理センター最終処分場
所在地 : 養老郡養老町有尾字下池地内
埋立対象物 : もえないごみ（破砕残渣）
埋立地面積 : 10, 100 m²
埋立容量 : 30, 600 m³
埋立方式 : サンドイッチ方式

7 一般廃棄物の収集・運搬体制整備計画

ごみの収集・運搬は、ごみ処理事業における住民との接点であり、重要な事業である。しかも、その費用は清掃事業全体に占める割合も高く、ごみの量や多様化するごみの質に

適切に対応するため、収集能力の適正化と輸送体制の効率化に配慮しごみ処理事業を展開する必要があり、適正な収集・運搬体制の整備を図る。

8 その他一般廃棄物の処理に関する事項

搬入禁止のもの

- ア 危険物及び危険物の容器
- イ 当該施設において処理できないもの
- ウ 産業廃棄物

9 ごみ減量化・リサイクル推進事業

(1) 組織整備事業

- ア 輪之内町廃棄物減量等推進員制度の充実
 - ・説明会、研修会の開催
- イ 輪之内町廃棄物減量等推進審議会の継続的審議
 - ・審議会、研修会の開催
- ウ 環境パトロール隊の編成
 - ・環境監視、不法投棄防止（海洋ごみ対策）

(2) 啓発・啓蒙事業

- ア 啓発活動の強化
 - ・広報の活用
 - ・分別に関するパンフレット等の作成・配布
 - ・マイバッグ持参の奨励
 - ・容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法によるプラスチックリサイクルの推進
 - ・住民への剪定枝粉碎機無料貸出による剪定枝の資源活用推進
 - ・農業用資機材（産業廃棄物）処分方法の周知徹底
 - ・食品廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進
 - ・協定事業者サービスを利用したリユース推進
- イ 説明会の開催
 - ・減量等推進員の協力
 - ・NPO団体との協働
- ウ 地域リーダーの育成
 - ・地域において指導できる立場のごみ減量アドバイザー設置
- エ 環境教育の実践
 - ・エコドームを利用した環境学習の推進
- オ ごみ減量化・リサイクルイベントの開催
 - ・環境に関するイベント開催

- カ 事業所への啓発
 - ・事業所へのごみの排出抑制及び資源ごみの分別による減量化の啓発
 - ・業界紙、機関誌への啓発文掲載

(3) 回収・収集システム、処理システムの確立

- ア 自家処理の奨励
 - ・輪之内町生ごみ処理機購入費補助金の交付
- イ 集団回収システムの拡充
 - ・各種団体の実施する資源分別回収事業に対する奨励金の交付
- ウ 各地区ごみステーションの充実
 - ・集積場施設設置に対する補助金の交付
- エ ビン、缶、ペットボトルの回収体制の充実
 - ・分別容器の支給
 - ・回収機の活用

(4) 循環資源の有効利用

- ア 各種リサイクル法の円滑な運用
各種リサイクル法の円滑な運用を図るための啓蒙、啓発
- イ グリーン購入の推進
グリーン購入の啓蒙、啓発
- ウ 剪定枝の資源活用推進
住民への剪定枝粉砕機無料貸出による剪定枝の資源活用に関する啓蒙、啓発
- エ 食品廃棄物の再生利用の促進
住民、食品取扱事業者に対する食品廃棄物の再生利用に関する啓蒙、啓発

別紙 1 種類別一般廃棄物の排出・処理量及び処理主体

1. 家庭系一般廃棄物

◎町回収分

種 類	令和 6 年度 実績 t／年	令和 7 年度 実績見込み t／年	令和 8 年度		収集 回数	処 分	
			排出量 t／年	要処理量 t／年		処理主体	処分方法
もえるごみ	1,217.1	1,196.7	1,200	1,200	週 2 回	西濃環境整組合	焼却処分
もえないごみ 粗大ごみ	149.9	145.9	140	140	月 1 回 年 4 回	西南濃粗大廃棄物処理組 合	破碎有価物回 収後に焼却又 は埋立処分
紙 類	237.3	231.2	230	230	持込	株式会社イビ	再資源利用
布 類	26.0	26.3	26	26	持込	株式会社イビ	
小物金物類	1.3	1.6	1.5	1.5	持込	株式会社イビ (アルミ) (スチール)	
生ごみ	32.2	32.8	33	33	持込	特定非営利活動法人 ピープルズコミュニティ	
空き缶	20.3	20.1	20	20	月 1 回	今村金属株式会社 ティーエムエルデ株式会 社	
ビ ン	38.7	34.4	36	36	月 1 回	丸硝株式会社	
ペットボト ル	36.1	39.0	40	40	月 1 回	株式会社エフピコ ティーエムエルデ株式会 社	
その他プラ スチック製容器包装	23.9	24.4	25	25	月 1 回	株式会社岐阜リサイクル センター	
プラスチック使用 製品	1.9	1.8	2	2	持込	株式会社岐阜リサイクル センター	
発泡トレイ	3.5	3.5	3.5	3.5	持込	株式会社エフピコ	
羽毛ふとん (羽毛含有 率 50%以上)	0.2	0.2	0.2	0.2	持込	河田フェザー株式会社	
その他ふと ん・カーペ ット類	4.0	3.1	3	3	持込	イー・ステージ株式会社	
バッテリー	0.5	0.6	1	1	持込	株式会社アビツ	
廃食油(kl)	1.6	0.3	1	1	持込	マルイワ産業有限会社	
蛍光灯・電池	3.7	3.6	4	4	持込	西南濃粗大廃棄物処理組 合	
インクカートリッジ	0.1	0.1	0.1	0.1	持込	プリンターメーカー各社 ジェット株式会社	
小型充電式 電池	0.2	0.4	0.2	0.2	持込	一般財団法人 J B R C	
小型家電	2.4	2.5	2.5	2.5	持込 宅配 便	株式会社アビツ リネットジャパンリサイ クル株式会社	
合計	1,800.9	1,768.5	1,769.0	1,769.0			

別紙 1

◎集団回収分

種 類	令和 6 年度 実績 t／年	令和 7 年度 実績見込み t／年	令和 8 年度		収集・運搬		処 分	
			排出量 t／年	要処理量 t／年	処理主体	収集回数	処理主体	処分方法
紙 類	27.0	23.0	20.0	20.0	委託業者	小中学校事業 計画による	株式会社 イビ 他	再資源利用
布 類	2.6	2.6	2.5	2.5	委託業者	〃		
空き缶	0.5	0.6	0.5	0.5	委託業者	〃		
合計	30.1	26.2	23.0	23.0				

◎瓦れき類

種 類	令和 6 年度 実績 t／年	令和 7 年度 実績見込み t／年	令和 8 年度		収集・運搬		処 分	
			排出量 t／年	要処理量 t／年	処理主体	収集回数	処理主体	処分方法
瓦れき類	23.4	4.4	20.0	20.0	個人	毎週月・水・ 金曜日と第 3 日曜日	町	埋立処分

2. 事業系及び直接搬入一般廃棄物

種 類	令和 6 年度 実績 t／年	令和 7 年度 実績見込み t／年	令和 8 年度		収集・運搬	処 分	
			排出量 t／年	要処理量 t／年		処理主体	処分方法
もえるごみ	526.3	545.6	540.0	540.0	許可業者が収集 運搬又は事業者 等が直接搬入	西濃環境整備組合	焼却処分
もえないご み	44.0	31.4	30.0	30.0	許可業者が収集 運搬又は事業者 等が直接搬入	西南濃粗大廃棄物 処理組合	破碎有価物回収後 焼却又は埋立処分
合計	570.3	577.0	570.0	570.0			

別紙2

廃棄物ごとの運搬量及び事業者

区 分	種 類	令和7年度 運搬量見込み t／年	令和8年度 運搬量 t／年	事業者
生活系	もえるごみ	1,196.7	1,200	山田嘉則
	もえないごみ 粗大ごみ	145.9	140	山田嘉則
	紙類	231.2	230	株式会社イビ
	布類	26.3	26	株式会社イビ
	小物金物類	1.6	1.5	株式会社イビ（アルミ） 株式会社イビ（スチール）
	生ごみ	32.8	33	特定非営利活動法人ビープルズコミュニティ
	空き缶	20.1	20	山田嘉則 ティーエムエルデ株式会社
	ビン	34.4	36	山田嘉則 酒屋商店（酒ビン、ビールビン）
	ペットボトル	39.0	40	山田嘉則 ティーエムエルデ株式会社
	その他プラスチック 製容器包装	24.4	25	山田嘉則 株式会社岐阜リサイクルセンター
	プラスチック使用製品	1.8	2	株式会社岐阜リサイクルセンター
	発泡トレイ	3.5	3.5	特定非営利活動法人ビープルズコミュニティ
	羽毛ふとん（羽毛含有 率 50%以上）	0.2	0.2	河田フェザー株式会社
	その他ふとん・カーペ ット類	3.1	3	イー・ステージ株式会社
	バッテリー	0.6	1	株式会社 アビヅ
	廃食油(kl)	0.3	1	マルイワ産業有限会社
	蛍光灯・電池	3.6	4	町
	インクカートリッジ	0.1	0.1	運送業者
	小型充電式電池	0.4	0.2	運送業者
	小型家電	2.5	2.5	株式会社アビヅ 佐川急便
事業系及び直 接搬入	もえるごみ	545.6	540	トバナ産業株式会社 株式会社野々村商店 直接搬入
	もえないごみ	31.4	30	トバナ産業株式会社 株式会社野々村商店 直接搬入
	瓦れき類	4.4	20	直接搬入
合計		2,349.9	2,359.0	

別紙3

令和8年度 し尿収集日程表

年	月	日	地区名
令和8年	4	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	5	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	6	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	7	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	8	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	9	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	10	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	11	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	12	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
令和9年	1	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	2	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷
	3	上旬	楡俣 西条 十連坊 里 本戸 南波 福束(川西) 塩喰(川西)
		中旬	藻池新田 福束新田 福束 塩喰 大吉新田 海松新田 松内
		下旬	大藪 楡俣新田 中郷新田 下大樽 下大樽新田 四郷 五反郷 中郷

《輪之内町》

2026年度（令和8年度）

ごみの分け方、出し方



★資源ゴミはエコドームへ持込みましょう。

集積場で収集するごみ（家庭から排出される生活ごみに限る）					一時大量ごみ
もえるごみ	もえないごみ	その他プラスチック製容器包装	かん類	ペットボトル	
必ず町指定のごみ袋に入れて排出ください					
・生ごみ ・せん定枝（直径7cm以下） （エコドームで粉碎機貸出中、要予約） ・紙おむつ （汚物は取り除く） ・紙くず ・資源にならない布類 ・じゅうたん ・ふとん 50cm角以下に裁断のこと	・日用品（金属のついているもの） ・金属製品 ・陶磁器製品 ・ガラス製品 ・植木鉢 ・小型家電製品 （下欄の小型家電製品は、エコドームでも回収しています。） ・スプレー缶 （爆発や火災の危険があるため、必ず使い切ってから、穴をあけて出してください）（エコドームでも回収しています）	・洗剤・油などのプラスチック製ボトル ・その他プラスチック製の袋など （汚れがとれないものや匂いがとれないものは、もえるごみで捨ててください） ・水洗いをして、ポンプをはずして出してください。 ・発泡スチロール 	出し方 ・アルミ缶、スチール缶に分けて出してください。 ・飲料用、食用に限る。（中身をよく洗って） びん類 色別に分けて 無色 茶色 その他 出し方 ・キャップと金具ははずして出してください。	リサイクルできるペットボトルの見分け方 ・ボトルのどこかに♻のマークが付いています。 ・底が丸いヘソ状になっています。 ・リサイクル出来るボトルは飲料、しょうゆ、めんつゆ・ノンオイルドレッシングの調味料等のペットボトルだけです。 ・酒・しょうゆのボトルで取手のついているものもペットボトルです。 出し方 PET キャップをラベルを洗浄とる	引っ越し等、大量のごみは事前に役場・住民課にて手続きをし、直接処理施設へ搬入してください。 もえるごみ 西濃環境整備組合 ☎(0585)32-4153 処分料:100円/10kg もえないごみ 西濃環境整備組合 ☎(0584)37-2103 処分料: 100kg以下一律1,000円 100kg以上は10kg毎に100円加算
					事業系ごみ 電器店、飲食店、商店等の事業活動に伴って生じたごみは、収集運搬許可業者へ依頼して処分してください。
					町では回収しないごみ ・農機具農業用資材 ・バイク ・自動車部品 ・エンジンオイル類 ・自動車タイヤ、ホイール ・ガスボンベ類 ・消火器 ・薬品類 ・その他危険物

エコドームで回収しているごみ					
生ごみ類	かん類	紙類	小型家電	粗大ごみ	
・生ごみ（野菜くずなど） （水分をよく切って） ・廃食油 プラスチック類 ・その他プラスチック製容器包装 ・ペットボトル（無色・有色） ※水洗いすること ・ペットボトルキャップ ・発泡スチロール ・発泡トレー（白色・有色） ※水洗いすること ・プラスチック製品（金属のついていない50cm以下のもの）	・アルミ缶、スチール缶、缶ふた ※水洗いすること ・スプレー缶 ※中身、ガスを抜いて穴をあけたもの びん類 ・無色、茶色、その他色びん ・ビールびん ・一升びん ※水洗いすること その他 ・インクカートリッジ ・刃物類（包丁・カミソリ・ハサミ等） ・羽毛布団 ※羽毛含有量50%以上のものに限りま	・新聞紙・雑誌 ・チラシ・ダンボール ・飲料用紙パック ・その他紙類 出し方 ①水で洗い、切り開く ②十分に乾燥させ、しばって出す 布類 ・衣服、毛布など ※金属類は取り外すこと 有用ごみ ・乾電池 ・小型充電式電池 ・モバイルバッテリー ・バッテリー類（車用含む） ・蛍光灯・ライタ ※蛍光灯以外の電球、LED、グローランプなどはもえないごみへ 	・携帯電話端末 携帯電話、PHS、スマートフォン ・映像機器 デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、DVDレコーダー、HDDレコーダー、BDレコーダー、TVチューナー ・音響機器 携帯音楽プレーヤー（メモリー・HDD式）、ラジオ、補聴器 ※コンボ類不可 ・電子書籍端末 電子辞書、電子手帳、電子書籍 ・カー用品 カーナビ、音楽プレーヤー、ETC車載ユニット ・ゲーム機 据置型ゲーム機、携帯型ゲーム機、ミニ電子ゲーム機 ・パソコン ノートパソコン、デスクトップパソコン本体、タブレット端末 ・補助記憶装置 ハードディスク、USBメモリ、メモリーカード ・通信機器 電話機、ファクシミリ、変換装置（モデム）、ルーター ・その他 リモコン、ACアダプター、ケーブル、プラグ、ジャック、充電器等 ※取り外し可能な電池・バッテリー類は取り外してください。 ※個人情報情報は必ず消去してください。 ※記載の無い家電はもえないごみとして出してください。	・大型家具 ・大型家電製品 ・自転車 など指定袋に入らない大型ごみ ※粗大ごみ回収期間のみ回収します。 ※1点60kgを超えるものは、西濃環境整備組合へ直接搬入してください。 ※有料回収です。 エコドーム持込み:100円/点 ふとん類 ・ふとん ・カーペット ・じゅうたんなど ※ふとん等回収日のみ回収します。回収日は広報でお知らせします。 ※有料回収です。 持込み:500円/枚 ※50cm以下に切断できればもえるごみへ入れて出せます。	
リユース（販売・譲渡）をご検討ください おいくら? ゴモティー 詳しくは町ホームページから▶ 法律に定められた下記家電6品目は町では回収できません（販売店等にご相談ください） テレビ 冷蔵庫 冷凍庫 洗濯機 衣類乾燥機 エアコン					

★輪之内町エコドーム
TEL. 69-5374

開館時間…午前9時～午後5時（生ごみは午後4時30分）（GW・お盆も開館しています。）
休 館 日…毎週木曜日（祝日の場合も休館）12/30～1/3・ふれあいフェスタ開催日

★決められた場所、決められた日時までに出しましょう。（当日前8時又は、地区により指定されている場合は、その時間）

再生紙を使用しています。



2026年度（令和8年度） 各地区別ごみ収集カレンダー



仁木地区 ※1	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
もえるごみ プラスチック製品 ビニール製品 (資源包装 リサイクル 製品以外のもの)	3・6 10・13 17・20 24・27	1・4 8・11 15・18 22・25 29	1・5 8・12 15・19 22・26 29	3・6 10・13 17・20 24・27 31	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 11・14 18・21 25・28	2・5 9・12 16・19 23・26 30	2・6 9・13 16・20 23・27 30	4・7 11・14 18・21 25・28	2・4 8・11 15・18 22・25 29	1・5 8・12 15・19 22・26	1・5 8・12 15・19 22・26 29
かん類・ペットボトル	7	12	2	7	4	1	6	10	1	12	2	2
びん類 その他プラスチック製 容器包装	8	13	3	8	5	2	7	11	2	13	3	3
もえないごみ	9	14	4	9	6	3	8	12	3	14	4	4
粗大ごみ			15~17 19~21			21~23 25~27			7~9 11~13			8~10 12~14

※1 福東新田区、中郷新田区、藻池新田区、海松新田区、大吉新田区、松内区、下大樽新田区、下大樽区が対象です。

福東地区 ※2	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
もえるごみ プラスチック製品 ビニール製品 (資源包装 リサイクル 製品以外のもの)	3・6 10・13 17・20 24・27	1・4 8・11 15・18 22・25 29	1・5 8・12 15・19 22・26 29	3・6 10・13 17・20 24・27 31	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 11・14 18・21 25・28	2・5 9・12 16・19 23・26 30	2・6 9・13 16・20 23・27 30	4・7 11・14 18・21 25・28	2・4 8・11 15・18 22・25 29	1・5 8・12 15・19 22・26	1・5 8・12 15・19 22・26 29
かん類・ペットボトル	14	19	9	14	18	8	20	17	8	19	9	9
びん類 その他プラスチック製 容器包装	15	20	10	15	19	9	21	18	9	20	10	10
もえないごみ	16	21	11	16	20	10	22	19	10	21	18	11
粗大ごみ			15~17 19~21			21~23 25~27			7~9 11~13			8~10 12~14

※2 本戸区、中郷区、里東区、里西区、南波区、福東北部区、福東南部区、塩喰川東区、塩喰川西区が対象です。

大藪地区 ※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
もえるごみ プラスチック製品 ビニール製品 (資源包装 リサイクル 製品以外のもの)	3・6 10・13 17・20 24・27	1・4 8・11 15・18 22・25 29	1・5 8・12 15・19 22・26 29	3・6 10・13 17・20 24・27 31	3・7 10・14 17・21 24・28 31	4・7 11・14 18・21 25・28	2・5 9・12 16・19 23・26 30	2・6 9・13 16・20 23・27 30	4・7 11・14 18・21 25・28	2・4 8・11 15・18 22・25 29	1・5 8・12 15・19 22・26	1・5 8・12 15・19 22・26 29
かん類・ペットボトル	21	26	23	21	25	15	27	24	22	26	16	23
びん類 その他プラスチック製 容器包装	22	27	24	22	26	16	28	25	23	27	17	24
もえないごみ	23	28	25	23	27	17	29	26	24	28	18	25
粗大ごみ			15~17 19~21			21~23 25~27			7~9 11~13			8~10 12~14

※3 大藪西組区、大藪東組区、本通り区、楡保北部区、楡保南部区、楡保新田区、四郷北部区、四郷南部区が対象です。

ゴミのポイ捨てや野焼きはやめましょう

散歩中のペットのフンは持ち帰りましょう

町指定のゴミ袋には必ずフルネームを記入しましょう

一般廃棄物収集運搬業許可業者

(特別管理一般廃棄物を除く事業系ごみ)

令和 8 年・9 年度

業 者 名	代表者氏名	所 在 地	電 話 番 号	収集区域
トバナ産業株式会社	大森 誠司	大垣市外花 6 丁目 4 6 番地	0 5 8 4 - 8 9 - 7 6 0 9	町内全域
株式会社野々村商店	野々村 清	岐阜市則松 2 丁目 1 5 7 番地	0 5 8 - 2 3 9 - 9 9 2 1	町内全域

使用車輛

業 者 名	種 類	車 両
トバナ産業株式会社	し尿・浄化槽汚泥	3. 0 0 トン×10 台 (バキューム車) 3. 4 0 トン×1 台 (バキューム車) 1 0. 0 0 トン×2 台 (バキューム車)
	ごみ	3. 2 0 トン×1 台 (塵芥車) 3. 2 5 トン×2 台 (塵芥車) 0. 3 5 トン×1 台 (貨物車) 1. 8 0 トン×1 台 (貨物車) 2. 0 0 トン×2 台 (貨物車)
株式会社野々村商店	ごみ	1. 7 0 トン×1 台 (塵芥車) 1. 7 5 トン×1 台 (塵芥車) 1. 8 0 トン×1 台 (塵芥車) 2. 3 5 トン×1 台 (塵芥車) 2. 4 5 トン×1 台 (塵芥車) 2. 6 0 トン×1 台 (塵芥車) 2. 7 5 トン×1 台 (塵芥車) 2. 8 0 トン×1 台 (塵芥車) 3. 1 0 トン×1 台 (塵芥車) 3. 2 0 トン×1 台 (塵芥車) 3. 3 5 トン×1 台 (塵芥車) 5. 2 0 トン×1 台 (塵芥車) 5. 7 0 トン×1 台 (塵芥車) 5. 8 0 トン×1 台 (塵芥車) 6. 0 0 トン×1 台 (塵芥車) 6. 4 0 トン×1 台 (塵芥車) 2. 0 0 トン×1 台 (貨物車) 2. 2 0 トン×1 台 (貨物車) 3. 3 0 トン×1 台 (貨物車) 3. 7 5 トン×1 台 (貨物車) 3. 7 5 トン×1 台 (コンテナ車) 3. 8 5 トン×1 台 (コンテナ車) 4. 0 5 トン×1 台 (コンテナ車) 8. 0 0 トン×1 台 (コンテナ車) 1 0. 4 0 トン×1 台 (コンテナ車) 1 0. 8 0 トン×1 台 (コンテナ車) 1 1. 1 0 トン×1 台 (コンテナ車)

		2. 30トン×1台（冷蔵冷凍車） 3. 35トン×1台（冷蔵冷凍車） 2. 00トン×1台（バン）
--	--	--